

# 里親制度普及啓発事業実施業務委託に係る企画提案募集要領

## 1 趣旨

本県では、様々な事情により親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを家庭的な環境で育む「里親制度」を推進しているが、県民の里親制度に対する認知度が低いことから、普及啓発事業を実施し、広く一般県民の方が里親制度について知り、関心を持つきっかけを作ることで、里親登録数を増やし、さらに里親家庭への地域からの理解と支援につなげていく。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 里親制度普及啓発事業実施業務委託
- (2) 業務内容 「里親制度普及啓発事業実施業務委託基本仕様書」のとおり
- (3) 企画提案に係る提案上限額 2,008,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目全ての要件を満たす者とする。

- ① 山形県内に本社又は主たる事務所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないものであること。
- ③ 申請日において、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものと見做す。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

## （2）失格事項

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要領で示した要件に適合しないとき
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ④ 提案の内容が県の提示する提案上限額を上回るとき

## 4 提出書類及び提出方法

### （1）提出書類

提案は1事業者につき、1提案とする。なお、提案に係る経費は提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。

- ① 参加申込書（別紙様式1）…1部
- ② 企画提案書（別紙様式2）…6部
- ③ 経費見積書（別紙様式3）…6部

### （2）企画書作成にあたっての条件等

企画提案書の記載内容は、「企画提案書に必要な記載事項」を参照すること。

### （3）提出先

9の担当部局に提出

### （4）提出方法

提出書類に必要事項を記入の上、郵送又は持ち込みすること（提出期限必着）。

### （5）書類の提出期間

#### ① 参加申込書

令和6年7月22日（月）～令和6年8月7日（水）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

#### ② 参加申込書以外の書類

令和6年7月22日（月）～令和6年8月14日（水）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

### （6）受付時間

受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

## 5 審査方法

提案のあった企画内容について、原則、書類審査を行い、採用候補企画を決定するが、プレゼンテーションにより審査をする場合は、別途連絡する。

選定の結果については、すべての応募者に書面等で連絡する。

なお、提案者が1者のみの場合も、審査員の評価結果により、提案内容について事業の目的を十分に達成できるものであると判断できる場合には、当該者を最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）として選定する。

提案者がない場合には、一旦公募型企画提案募集の実施を中止し、業務内容等

について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

審査項目	審査の視点	配点
実施方針	・実施方針は本事業の趣旨に合っているか。 ・事業内容に関する理解はあるか。	10点
企画内容・ 実施方法	・多くの方が里親制度について理解を深めることができ る効果的な企画内容となっているか。 ・里親制度が特別なものではなく当たり前のものである という認識を持ってもらうための啓発の工夫がされて いるか。	20点
	・メインターゲットとなる定年退職世代、子育て世代が 各種サポート制度を知り、先輩里親の声に触れること などを通して、実際の里親養育をイメージするこ とができる、里親登録につながるような内容とな っているか。	10点
	・養育里親の確保に向け、ショートステイや週末里親な どの短期受入を含め、多様な里親のあり方を周知する ための工夫がされているか。	20点
	・広く県民への周知・参加・登録を促す広報・PR（手 法・媒体等）は、適切かつ効果的であるか。	10点
	・目標指標、目標数値等の設定は適切か。 ・効果検証の方法は適切か。	10点
運営・業務遂行体制	・事業実施スケジュールは適切か。 ・事業実施に十分な人員体制であるか。 ・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。	10点
事業経費	・経費の積算内容に不備・不適切なものはないか。 ・事業の遂行に支障のない妥当な見積となっているか。 ・提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。	10点

## 6 質問・問い合わせ

(1) 受付期間 令和6年7月22日（月）～令和6年8月7日（水）

### (2) 質問・問い合わせ方法

別紙様式4により、9の担当部局あてFAXまたは電子メールで問い合わせ  
すること。

※ 電子メールにより質問を行う場合は、メールの件名に【里親制度普及啓発  
事業実施業務委託に関する質問】と明記すること。

### (3) 質問・問い合わせへの回答

質問・問い合わせへの回答は、すべての参加者に対して行う。

## 7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

審査会の開催 令和6年8月下旬

（プレゼンテーションによる審査を行う場合は、8月19日（月）～23日（金）  
の間とする）

審査結果通知 令和6年8月下旬

契約 令和6年9月上旬

## **8 契約等**

### **(1) 契約締結**

- ① 審査結果に基づき、最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ② 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者との契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

### **(2) 契約期間**

契約締結日から令和7年1月31日（金）までとする。

### **(3) 契約内容**

契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容について別途協議のうえ、企画提案書の内容を一部変更して契約することができる。

### **(4) 契約保証金**

契約金額の100分の10（山形県財務規則第135条の規定により免除となる場合がある）

## **9 担当部局・問合せ先**

山形県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課児童養護係（県庁4階）

住 所 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電 話 023-630-2260／FAX 023-632-8238

Email ホームページ下部「お問い合わせフォーム」よりメールすること